

ICキャッシュカード取引規定集

キャッシュカード規定	P 2
ICキャッシュカード規定	P 7
ICキャッシュカード生体認証（指静脈）特約	P 9
スルガJデビットカード規定	P 12
通帳出金サービス規定	P 15
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定	P 17
スルガVisaデビットカード会員規約	P 20
個人情報の取り扱いに関する同意条項	P 28
スルガVisaデビットカード一体型カード特約	P 31

キャッシュカード規定

1. カードの利用

普通預金（総合口座の普通預金を含みます。以下同様とします。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該口座について、次のときに利用することができます。

- （1）当社ならびに当社が現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関（以下「払出提携先」といいます。）のATMを利用して普通預金を払い戻すとき、ならびに総合口座取引の当座貸越を利用して普通預金を払い戻す（以下、普通預金を払い戻すこと、当座貸越を利用して普通預金を払い戻すことを単に「預金の払戻し」といいます。）とき。
- （2）当社ならびに当社がATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関（以下「預入提携先」といいます。）のATMを利用して普通預金に預け入れるとき、また総合口座取引の普通預金について発行したカードについては、当社のATMを利用して総合口座取引の定期預金に預け入れる（以下、普通預金に預け入れること、総合口座取引の定期預金に預け入れることを単に「預金の預入れ」といいます。）とき。
- （3）当社のATMを利用して預金の払戻しを行ない、同時に代わり金をほかの預金に通帳を使用して預け入れる（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）とき、ならびに総合口座定期預金の自動解約予約をするとき。（定期預金の解約については、一部、お取り扱いできないときもあります。）
- （4）当社のATMを使用して、普通預金から払い戻して振込を行なうとき。（以下「振込」といいます。）
- （5）その他当社が定める取引。

2. ATMによる預金の預入れ

- （1）ATMを使用して預金を預け入れるときは、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。入金方法としてつぎのものがありません。
 - ①カードのみによる入金
 - ②通帳のみによる入金
 - ③カードと通帳を使用するの入金
- （2）ATMによる預入れは、ATMの種類により当社（預入提携先のATM使用のときは、その預入提携先）が定めた種類の紙幣ならびに硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社（または預入提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. ATMによる預金の払戻し・振込

- （1）ATMを使用して預金を払い戻すときまたは振込を行なうときは、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号と金額等をボタンにより操作してください。このとき、払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2）ATMによる払戻しは、当社（提携先のATM使用のときは、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。またATMによる1回あたりの振込についても当社が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当社所定の金額の範囲内とします。ただし、当社が指定した機種種のATMを預金者が自ら操作して、つぎの利用項目を変更することができます。
 - ・ 1日あたりの払戻し限度枠の減枠
 - ・ 1日あたりの振込・振替限度枠の減枠

・1か月あたりのご利用限度枠の減枠

なお、都合により増枠・停止等の解除を希望されるときは、取引店窓口またはインターネットバンキングでの手続となります。

- (3) 当社ならびに提携先のATMによる払戻し、または振込を行なうときに、払戻金または振込金と4.の手数料金額との合計額が、払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、払い戻すことができません。
- (4) ATMの案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、ATMでのこの振込の取消しはできません。取消しを必要とするときは、窓口営業時間内に振込を行なったATM設置店の窓口に出してください。このときは、組戻し手続により手続するものとし、組戻し不能のときに生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. 自動機利用手数料等

- (1) 当社のATMを使用して当社の定める時間外に預金を払い戻すときは、当社の定めるATM利用手数料を支払ってください。提携先のATMを使用して預金を払い戻すときには、提携先の所定のATM利用手数料を支払っていただきます。ATM使用の手数料は、預金の払戻し時に、通帳ならびに払戻請求書なしで預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の手数料については、当社から提携先に支払います。
- (2) ATMを使用して振込を行なうときには、当社または提携先所定の振込手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払戻し時に通帳ならびに払戻請求書なしで預金口座から自動的に引き落とします。

5. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（預金名義人の配偶者）による預金の預入れ、払戻しおよび振込を行なうときは、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。このとき、当社は、代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をするときには、振込依頼人名は預金者本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

6. ATM故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等によりATMによる預入れができないときは、当社本支店窓口の営業時間内においてカードによる預金の預入れができます。
- (2) 停電・故障等によりATMによる払出しができないときは、窓口営業時間内において、当社がATM故障時等取扱いとして定めた金額を限度として、当社本支店の窓口でカードにより預金の払戻しならびに振込を行なうことができます。なお、提携先の窓口ならびに提携先カードでは、この取扱いはいたしません。また、営業店以外に設置しているATMが停電・障害等により払出しができないときであっても、当社はその責任を負いません。
- (3) 上記(2)による払戻しを受けるときまたは振込を行なうときには、当社所定の払戻請求書におなまえ、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。口座から出金する際に当社の窓口を設置してある暗証番号入力機から届出の暗証番号を入力していただきます。なお、振込のときには、ほかに当社所定の振込依頼書に必要事項を記入し提出してください。

7. 一体型カードによる預金の預入れ・払戻しおよび振込等

- (1) V i s aカード等（以下「クレジットカード」といいます。）と一体型のカードは、通常のカードと同様に預金の預入れ・払戻し・振込等ができます。また、カード使用とクレジットカードの使用は、区分別を間違いないよう注意してください。使用相違による損害については、当社は責任を負いません。
- (2) クレジットカードの使用については、クレジットカード規定に定める規定によるものとします。

8. Jデビットサービス機能

当社発行のカードは、すべてJデビット機能が付加されております。また、Jデビットカードの機能が不要なときは、窓口で機能を停止することができます。

9. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

- (1) カードにより預け入れた金額、払戻し金額および4.による手数料金額の通帳記入は、通帳を当社のATMならびに通帳記入機で使用されたときまたは当社本支店の窓口へ提出されたときに行ないます。
- (2) カードによるご利用その他通帳への未記入が当社の定める件数を越えたときは、入金、出金を合計して表示し、別途、取引明細を郵送します。

10. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当社は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、ならびに入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行ないます。当社の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号および他人に推測されやすい番号等の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

11. 偽造カード等による払戻し等

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意によるときまたは当該払出しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明したときを除き、その効力を生じないものとします。このとき、本人は、当社所定の書類を提出し、カードならびに暗証番号の管理状況、被害状況、警察署への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。
- (2) 前項の規定は、個人のお客さまを対象とします。
- (3) 上記(1)前段の除外事由に該当し、払戻しの効力が生じるときならびに法人等のお客さまのときには、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によるものとします。

12. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当するとき、本人は当社に対して当該払戻しに

かかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行なわれていること。
 - ②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行なわれていること。
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされたとき、当該払戻しが本人の故意によるものを除き、当社は、当社へ通知が行なわれた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明したときは、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明したときには、当社は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行なわれた日（当該盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行なわれた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日。）から、2年を経過する日後に行なわれたときには、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明したときには、当社は補てん責任を負いません。
- ①当該払戻しが行なわれたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当するとき
 - A. 本人に重大な過失があることを当社が証明したとき
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行なわれた払戻し
 - C. 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なったとき
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあったとき
- (5) 上記(1)ならびに(2)の規定は、個人のお客さまのみに適用されるものとし、個人以外のお客さまのときは、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によるものとします。
- (6) 前5項の規定により、補てんの対象とならないときであっても、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」により補償されるときがあります。

1 3. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) 届出の住所・電話番号等を変更されたときには、ただちに当社所定の方法により変更の手続を行ってください。
- (2) 届出の氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があったときには、ただちに当社へお申出ください。変更の手続が必要です。
- (3) カードを紛失、盗難されたときには、ただちに当社へお申出ください。紛失、盗難のお届けならびにカード再発行には当社所定の手続が必要です。
- (4) カードの再発行にあたっては、当社の定める手数料をいただきます。

1 4. ATMへの誤入力等

A T Mの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、預入提携先・払出提携先・振込提携先のA T Mで預金の預入れ、払戻しまたは振込を行なったときの預入提携先・払出提携先・振込提携先の責任についても同様とします。

1 5. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約するときまたはカードの利用を取りやめるときには、そのカードを返却してください。なお、当社普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約されたときにも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めたときには、その利用をお断わりすることがあります。このとき、当社からの請求があり次第、ただちにカードを当社に返却してください。
- (3) 次のときには、カードの利用を停止することがあります。このとき、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が停止すべき事由がなくなると判断したときに停止を解除します。
 - ①第16条に定める規定に違反したとき
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過したとき
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断したとき

1 6. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することができません。

1 7. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、積立定期預金規定、カードローン規定、当座貸越規定、クレジットカード規定により取り扱います。なお、振込提携先のA T Mを利用したときには、当社振込規定に代えて振込提携先の振込規定により取り扱います。

1 8. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

1 9. 準拠法

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟その他法的手続については、当社本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2020年4月1日現在)

ICキャッシュカード特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当社所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはキャッシュカード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用するときに、提供されます。

3. ICキャッシュカードの利用

キャッシュカード規定第1条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置しているときがあります。このとき、当該ATMまたはCDではキャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

4. 1日あたりの払戻し金額

当社は、当社ならびに払出提携先のATMまたはCDを利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度枠について、定めるものとします。

5. 振込カード機能

- (1) 当社のICキャッシュカード対応ATM等において振込を実施したときには、ICキャッシュカード対応ATM等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先ならびに振込依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当社所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障したときには復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行・再交付するときには新しいICキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。

6. ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

7. ICチップ読取不能時の取扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてI

ICチップを読み取ることができなくなったときには、ICチップ提供機能の利用はできません。このとき、当社所定の手続にしたがって、すみやかに当社にキャッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当社は責任を負いません。
- (3) 当社の都合により、当社所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行なうときがあります。またそのとき、当社所定の手数料をいただきます。

8. 本特約の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本特約の内容を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

ICキャッシュカード生体認証（指静脈）特約

ICチップへの生体認証（指静脈）情報の登録が可能である当社所定の各種ICキャッシュカード（以下、総称して「生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカード」といいます）を、生体認証（指静脈）情報の登録を行なってご利用されるとき、この特約を適用します。

なお、この特約は、特段の定めのない限り、「キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

1. 生体認証（指静脈）

- (1) 「生体認証」（指静脈）とは、本人の指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報（以下「指静脈認証情報」という）を用いる当社所定の認証方式のことをいい、当社との間の銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用することをいいます。
- (2) 「生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカード」とは、ICチップ内に本人の指静脈認証情報を登録した生体認証（指静脈）機能付きICキャッシュカードのことをいいます。
- (3) 「指静脈認証情報の照合」とは、生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードが使用されたときに、当該カードに登録された指静脈認証情報と、当社に事前に届出のあった本人の指静脈認証情報を当社所定の方法により照合することをいいます。

2. 生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの利用

- (1) 当社所定のATM（払出提携先・預入提携先・振込提携先のATMを含む）または当社本支店の窓口等において、生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードを利用して、払戻し、貸越、振込、各種照会、諸届その他当社所定の取引（当社所定の手続により当社が承諾したときに限り、以下「払戻し等」という）を行なうとき、当社は、使用されたカードが当社が本人に交付したカードであることを確認し、指静脈認証情報の照合を行ないその同一性を確認し、入力された暗証番号と利用された生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの届出の暗証番号との一致を確認したうえで、払戻し等を取り扱います。
- (2) 前項に基づく払戻し等についての1日あたりの限度枠は、それ以外の方法による払戻し等と別に、当社が定めるものとします。

3. 指静脈認証情報の変更・削除

- (1) ICチップ内に登録された指静脈認証情報を変更することはできません。登録された指静脈認証情報とは別の情報を登録するときは、当社所定の手続により生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの再発行を受けたうえで、指静脈認証情報を登録してください。なお、カードを再発行するときには、当社所定の再発行手数料をいただきます。
- (2) 当社が本人の求めに応じて生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの再発行に応じたとき、再発行を受けた生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードには、再発行前のカードに登録されていた指静脈認証情報は引き継がれません。生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードとして利用するためには、あらためて指静脈認証情報を登録してください。
- (3) 登録された指静脈認証情報の削除を行なうときは、書面その他当社所定の方法によって当社本支店の当社所定の窓口へ届け出てください。当社は、当社所定の手続により、生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの提出を受け、

登録された指静脈認証情報の削除を行ないます。

4. 障害時等の取扱い

- (1) 指静脈認証情報の照合等を行なう当社所定の機器等に障害が生じたときその他当社がやむを得ないと認める相当の事由があるときは、本特約に規定する手続・取引を一時中止する場合があります。このとき、当社に故意または重大な過失があるときを除き、当社は責任を負わないものとします。
- (2) 当社所定の回数以上、指静脈認証情報の照合によりその同一性を確認できなかったときには、当該生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを利用して第 2 条第 1 項に定める払戻し等はできなくなります。

5. 代理人によるカードの利用

- (1) 当社が認めることにより、生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードたる代理人カードの発行を受けた代理人は、本人の同意を得て、当該カードの I C チップに当該代理人の指静脈認証情報を登録することができます。
- (2) 代理人による生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードたる代理人カードの利用等についても、この特約を適用します。

6. 特約の終了等

この特約は、本人が生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを当社に返却するとともに、当社所定の方法により当該カードの I C チップに登録された指静脈認証情報が削除されたときに、終了します。

7. 個人情報等

- (1) 本人ならびに代理人は、当社との間で生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを用いて取引するにあたり指静脈認証情報による本人確認を行なうために、以下について同意するものとします。
 - ① 本人ならびに代理人の指静脈認証情報を生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内に記録・保管すること。
 - ② 本人ならびに代理人の申出により、
 - A) 生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内に指静脈認証情報を登録するとき、
 - B) 指静脈認証情報の照合を行なうとき、
 - C) 登録された指静脈認証情報の削除をするとき、に、当社が本人または代理人の指静脈認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
 - ③ 本人ならびに代理人が、生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを用いて払戻し等を行なうときに、当社が本人または代理人の指静脈認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
- (2) 生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内には、指静脈認証情報が暗号化された状態で記録・保管されていますので、カードは大切に保管してください。
- (3) 生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内に登録された指静脈認証情報の削除を本人ならびに代理人が希望するときは、第 3 条第 3 項による手続を行なうことが必要です。

8. 本特約の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本特約の内容を

変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

スルガJデビットカード規定

1. 適用範囲

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、スルガJデビットカード（当社がスルガ銀行キャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当社所定の預金のキャッシュカード（以下「カード」といいます。））を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「Jデビットカード取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である、または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当社のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当社のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

- (1) カードをJデビットカード取引に利用するときは、自らカード加盟店に設置されたJデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したう加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次のときには、Jデビットカード取引を行なうことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができないとき
 - ② 1回あたりのカード利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たないとき
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がJデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当するとき
- (4) 次のときには、カードをJデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカード利用金額（スルガ銀行キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当社が定めた範囲を超えるとき
 - ② 当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力したとき
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損しているとき
- (5) 当社がJデビットカード取引を行なうことができないと定めている日または時

間帯は、Jデビットカード取引を行なうことはできません。

3. Jデビットカード取引契約等

- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「Jデビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前項によりJデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - ①当社に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当社は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. 預金の復元等

- (1) Jデビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、Jデビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消されたとき（売買取引の解消と併せてJデビットカード取引契約が解消されたときを含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人ならびに当社を含みます。）に対して引き落とされた預金相当額の金銭の支払を請求する権利を有しないものとし、また当社に対して引き落とされた預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、Jデビットカード取引を行なった加盟店にカードならびに加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引き落とされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当社に取消しの電文を送信し、当社が当該電文をJデビットカード取引契約が成立した当日中に受信したときに限り当社は引き落とされた預金の復元をします。
加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引き落とされた預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引き落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) Jデビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためJデビットカード取引契約が成立したときについても、本条第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

5. 規定の準用

本規約に定めのない事項については、スルガ銀行キャッシュカード規定（以下「カー

ド規定」といいます。)により取り扱います。なお、カード規定の適用については、同規定第3条第3項中「支払機」とあるのは「端末機」とし、第9条・10条中「預金機・支払機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」とします。

6. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

通帳出金サービス規定

1. キャッシュカード（以下「カード」といいます。）をご利用のお客さまに限り、窓口での所定の手続またはATMにて手続をすることにより当社の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して通帳により預金の払出しをすることができます。
2. 通帳による払戻しに際しての暗証番号は、カードと同じ暗証番号によりお取引ください。ATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号と払戻金額をボタンにより操作してください。このとき、払戻請求書の提出は、必要ありません。
3. ATMの操作に際し、使用された通帳を当社が交付したのものとして認識し、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行いません。
4. 盗難通帳による払戻し等
 - (1) 通帳の盗難または喪失により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当するとき、本人は当社に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行なわれていること。
 - ② 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行なわれていること。
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
 - (2) 前項の請求がなされたとき、当該払戻しが本人の故意によるときを除き、当社は、当社へ通知が行なわれた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明したときは、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明したときには、当社は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行なわれた日（当該盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難通帳を用いて行なわれた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日。）から、2年を経過する日以後に行なわれたときには、適用されないものとします。
 - (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明したときには、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行なわれたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当するとき
 - A. 本人に重大な過失があることを当社が証明したとき
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行なっている家政婦など。）によって行なわれた払戻し
 - C. 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なったとき
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難にあったとき

- (5) 上記(1)ならびに(2)の規定は、個人のみのお客さまに適用されるものとし、個人以外のお客さまのときは、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によるものとします。
- (6) 前5項の規定により、補てんの対象とならないときであっても、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」により補償されることがあります。
5. 通帳の記帳ページが終了した通帳では、払戻しの取扱いはできません。このときは、カードにより払戻しをしてください。また、窓口で新通帳の交付手続きをしてください。
6. 通帳による残高照会はできません。カードによる照会もしくは通帳への記帳により確認してください。
7. 通帳により払戻しされる口座について代理人カードを発行しているとき、代理人の暗証番号では通帳による払戻しはできません。
8. ATMによる通帳での払戻しは、当社のATMに限るものとし、当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携している金融機関のATMでは、カードによる払戻しのみで通帳による払戻しはできません。
9. この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）貯蓄預金規定、定期預金規定、総合口座積立定期預金規定、当座貸越規定により取り扱います。
10. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

1. 適用範囲

- (1) 当社と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記3.（1）の預金口座振替の依頼を行なうサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取り扱います。
なお、本規定におけるキャッシュカードは、当社が普通預金（総合口座取引の普通預金ならびに利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）についてカード規定に基づいて発行した個人のカードをいいます（以下「カード」といいます。）。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは当社が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。
したがって、貯蓄預金カード、法人カードおよび代理人カードは、本サービスをご利用いただけません。

2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次のときには、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができないとき
 - ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払を受けることができないと収納金融機関が定めた商品または役務等に該当するとき
- (3) 次のときには、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
 - ① 当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力したとき
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損しているとき
 - ③ 自らが本サービスの停止を申し出たとき
- (4) 当社が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

3. 預金口座振替契約等

- (1) 当社が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当社が交付したのものとして手続のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当社と預金者との間で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当社に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知す

ることなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。

預金口座振替契約が成立したとき、当社は、普通預金規定にかかわらず、預金者から預金通帳ならびに払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引き落とすことができるものとします。

- (2) 収納機関の指定する振替日（当日が当社の休業日にあたる場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越「総合口座取引による当座貸越を含みます。」）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

4. 預金口座振替契約の解約

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当社へ所定の手続により届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当社は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。

- (2) 前記3. (1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約するときは、預金者が本サービスの申込みを行なった収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等を受けたうえ、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当社が当該解約依頼電文を受信したときに限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。

- (3) 前記(2)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができないときは、届出の印鑑を持参のうえ当社本支店にて所定の預金口座振替契約の解約手続を行なってください（カードによる解約依頼はできません。）。

- (4) 解約手続を行なう前に収納機関より送付された請求書は、前記3.により預金口座振替契約が成立したものと取り扱います。

5. 本サービスを利用する機能を停止するとき

本サービスを利用する機能は、当社所定の手続により当社本支店へ申し出るにより停止することができます。

当社がこの申出を受けたときは、ただちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

6. 免責事項

- (1) 当社が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当社が交付したものととして手続し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この預金口座振替契約の受付が偽造カードによるものであり、カードならびに暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当社が確認できたときの当社の

責任についてはこの限りではありません。

(2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当社の責めによるものを除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

7. 規定の準用

この規定の定めのない事項についてカード規定に定めがあるときには、カード規定により取り扱います。

8. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

(2020年4月1日現在)

スルガ Visa デビットカード会員規約

第1条（会員）

1. スルガ銀行株式会社（以下「当社」という。）に普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。）口座を開設し、本規約を承認のうえ、当社が運営するデビットカード取引システム（以下「カードシステム」という。）への入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を本会員とします。
2. 本会員が自己の代理人として指定し、本規約に関する一切の責任（本会員に帰属するものは除く。）を負うことを承認のうえ、入会を申し込まれた当該本会員の家族で、当社が入会を承認した方を家族会員とします。
3. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
4. 家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
5. 本会員が家族会員に対する代理人の指定を撤回・取り消すときは、第13条第3項に定める所定の方法により届け出るものとし、本会員は、この届出以前には家族会員の代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
6. 本会員と当社との契約は、当社が入会を認めたときに成立します。

第2条（適用範囲）

本規約においてデビット取引とは、本会員がカードシステムの決済口座として前条第1項に定める普通預金口座（以下「預金口座」という。）を設定したうえ、次の各号に定める加盟店（以下「加盟店」という。）において、会員が当該加盟店から商品を購入または役務の提供を受けることに伴い（以下「売買取引」という。）、本会員に発生する当該加盟店に対する債務（以下「売買取引債務」という。）を、預金口座から預金を引き落とすことによって弁済する取引をいい、各種提携カードを含めデビット取引を行なうために提示するカードをV i s a デビットカード（以下「カード」という。）といいます。デビット取引ならびにデビット取引に付随して発生する取引については、本規約を適用します。ただし、当社が適当でないと判断した加盟店については、この限りではありません。

- (1) 当社の加盟店。
- (2) 当社と提携のクレジット会社の加盟店(以下「提携クレジット会社」という)。
- (3) V i s a と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店。

第3条（カードの発行と管理）

1. 当社は、会員に対し、当社が会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「カード情報」という。）を表示したカード（このうち家族会員に貸与されるカードを「家族カード」という。）を貸与します。
2. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署をするものとします。
3. カードは、カード裏面の署名欄に自署した会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードならびにカード情報を使用・管理するものとします。
4. カードの所有権は当社に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に使用させることは一切できないものとします。
5. 家族会員による家族カードならびにカード情報の利用は、すべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カードならびにカード情報の利用に基づく一切の売買取引債務は、本会員に帰属するものとします。このとき、家族会員は、本会員が当社に対し家族カードの利用内容・利用状況等を問い合わせしたとき、当社が本会員

に家族カードの利用内容・利用状況等を開示することをあらかじめ承諾するものとします。

6. 本会員は、自ら本規約を遵守するほか、家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、家族会員が本規約に違反したことによる損害（本条第2項、第3項、第4項の違反に伴う損害を含むが、これに限られない。）については、当該本会員がその責を負うものとします。
7. 当社は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正使用されている、またはそのおそれがあると判断したとき、会員に通知することなく会員のカードを無効とすることができるものとします。カードが無効になったときにおいて、会員が、当社の行なう不正使用に関する調査に協力し、当社所定の方法により本人利用確認ができたときには、当社は当該無効登録を解除し、また、本人利用確認ができないときでも、当社が認めたときには、当社は当該会員に対し新たにカードを発行することができるものとします。
8. カードの種類や発行体系により別途特約があるときは、その特約に従うものとします。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当社が定めるものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
2. カードの有効期限までに退会の申出がない会員で、当社が審査のうえ、引き続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新カードと会員規約書面を送付します。
3. カードの有効期限内であっても、発行後1年間利用がない等の理由により当社が必要と判断したときは、カード機能を停止したうえでキャッシュカードへの切替を行なうことができるものとします。
4. 有効期限内におけるカード利用によるデビット取引の決済については、有効期限経過後あるいは第12条に定める会員資格の取消しとなった後においても本規約を適用するものとします。

第5条（暗証番号、パスワード）

1. 会員はカードの暗証番号（4桁の数字）を当社に登録するものとします。
2. 会員は、当社所定の方法によりカードの暗証番号を変更できるものとします。ただし、ICカード（ICチップを搭載したカード）の暗証番号を変更するときは、カードの再発行手続が必要となります。
3. 当社は、当社所定の方法により電話取引用のパスワード（4桁の数字）に登録し、会員に通知するものとします。会員は、当社所定の方法により電話取引用のパスワードを変更できるものとします。電話取引の内容は第18条第1項に定めるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法によりインターネット取引用のパスワード（6～15桁の英数字）に登録し、会員に通知するものとします。会員は、当社所定の方法によりインターネット取引用のパスワードを変更できるものとします。インターネット取引の内容は第18条第1項に定めるものとします。
5. 会員は、本条第1項に定める暗証番号ならびに第3項および第4項に定めるパスワードについて新規登録あるいは変更するとき、「0000」、「9999」等の同一数字全桁または生年月日、電話番号等第三者に容易に推測される番号は設定できないものとします。
6. 会員は、カードの暗証番号、電話取引用のパスワード、インターネット取引用のパスワードを他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責のあるときを除き、本会員はこれら登録された暗証番号ならびに

パスワードが使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己でその責を負うものとします。

第6条（カードの利用方法）

1. 会員は、加盟店にカードを提示し、デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」という。）にカード情報を読み取らせ、所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行なうことにより、売買取引を行なうことができます。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することにより売買取引を行なうことができます。V i s aマークのある加盟店でご利用いただけます。ただし、加盟店であっても提供する商品（サービス含む）により、V i s aカード決済ができないこともあります。また、各国の法令などによりV i s aカード決済が制限されるときもございます。
2. コンピューター通信・インターネット等のオンラインによって取引を行なう加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、カードの提示、売上票への署名に代えて、カード情報をオンライン上で当該加盟店に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。また、通信販売等を行なう加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、カード情報をファックスやハガキで当該加盟店に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。
3. カードがICカード（ICチップを搭載したカード）のときで、当社が指定する加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、売上票への署名に代えて、当該加盟店に設置されている端末機にカードの暗証番号を入力する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。ただし、端末機の故障等のとき、または別途当社が適当と認める方法を定めているときには、ほかの方法でカードを利用していただくことがあります。
4. 会員は、当社が適当と認めたときには、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。このとき、会員は自身の責任においてカード情報を事前に加盟店に登録するものとし、カードの再発行や更新、種別変更等により、当該登録内容に変更があったとき、退会または会員資格の取消し等により会員資格を喪失したときは、会員がその旨を当該加盟店に通知し、決済手段の変更手続を行なうものとします。また、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカード情報の変更ならびにカードの無効情報等を加盟店に対して通知するときがあることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
5. カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額・購入商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。このとき、会員は、加盟店が当社に対してカード利用に関する照会を行なうことをあらかじめ承諾するものとします。
6. 会員のカード利用状況、または会員の決済状況等から当社が適当でない判断したとき、当社はカードの利用をお断わりすることができるものとします。また、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品については、カードの利用を制限することがあります。
7. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断したとき、会員のカード利用を保留またはお断わりすることがあります。このとき、会員は、当社が、会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行なうことをあらかじめ承諾するものとします。
8. 会員は、カードの利用による売買取引上の紛議が生じたとき、会員と加盟店との間において協議、解決するものとします。当社は、売買取引等に関して一切責任を負

わず、またその内容について調査等を行なう責任も負いません。また、カードの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消すときは、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

9. 会員は、売買取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得たときのみ開示されるものとします。
10. 会員は、本条の定めに関わらず、当社が必要と認めたとき、カードの利用を制限されるときがあることを承諾するものとします。また、カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンスや故障・障害等のときには、カード利用ができないことがあることを承諾するものとします。当社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。
11. 会員は、当社が適当でないと判断した加盟店において、カード利用できない事をあらかじめ承諾するものとします。

第7条（デビット取引の利用限度額）

デビット取引は、預金口座の預金残高（総合口座規定に基づく当座貸越の限度額ならびに自動貸越サービス規定に基づく貸越極度額を含む。）を超えて利用することはできません。ただし第10条第1項ないし第3項に該当するときは除きます。

第8条（デビット取引の決済方法）

1. 会員が第6条第1項ないし第4項に基づいて、加盟店と売買取引を行なったとき、加盟店は当該カード情報を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と加盟店を結ぶ加盟店設置の端末機またはコンピューターに取引承認を表わす電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを条件としてデビット取引が成立するものとします。このとき、当社に対して売買取引債務相当額の預金引き落としの指示ならびに当該引落預金による売買取引債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店からのデビット取引に伴う利用情報（以下「利用情報」という。）に基づき、即時に売買取引債務相当額を預金口座から引き落とします。（以下この手続を「保留手続」、保留された売買取引債務相当額を「保留額」という。）
2. 前項に定める保留手続については、通帳ならびに払戻請求書の提出は不要とします。
3. 加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れたとき、当社は、当該利用情報の到達時点をもって保留手続を行なうものとします。
4. 本条第1項に定める保留手続完了後、当社は加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」という。）が到着した時点をもって、保留額から売買取引債務相当額を加盟店に支払います。
5. 加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達したとき、当社は当該売上確定情報の到達時点をもって保留手続と加盟店への支払を行ないません。また、第6条第4項により、カード情報を事前に加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用するときには、売上確定情報のみが到達し、当該売上確定情報の到達時点をもって加盟店への支払を行ないません。
6. 会員が保留手続完了後、返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたとき、当社は後日、所定の手続により保留額を本会員の預金口座に返金します。
7. 会員が売上確定情報到達後、返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたとき、当社は後日、加盟店からの売上確定取消情報到達後に、当該取消情報に基づく相当額を、本会員の預金口座に返金します。

8. 保留手続完了後、加盟店から売上確定情報が到達しないとき、当社は一定期間経過後、保留額を本会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達したときは、当該売上確定情報到達時点をもって再度売買取引債務相当額の保留手続を行ない、加盟店への支払を行ないます。
9. 会員は、本条第6項ないし第8項の返金については当社所定の日数がかかることをあらかじめ同意するものとします。また、第7条の自動貸越サービス規定に基づく貸越極度額を利用していたとしても、当社は普通預金に返金するものとします。

第9条（海外利用代金の決済レート等）

1. 海外でのカード利用代金については、外貨をVisaの決済センターにおいて集中決済された時点でのVisaの指定するレートに、当社所定の手数料（海外取引関係事務処理経費に相当する手数料とする。）を加えたレートで円貨に換算します。
2. 会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたときの返金についても、前項と同様に外貨をVisaの決済センターにおいて集中決済された時点でのVisaの指定するレートに、当社所定の手数料（海外取引関係事務処理経費に相当する手数料とする。）を加えたレートで円貨に換算します。
3. 会員は、海外におけるデビット取引について、外国為替ならびに外国貿易管理に関する諸法令等を遵守するものとし、これらの法令等を遵守するうえで当社が必要と判断した許可証、証明書その他当社が指定する書類等を、当社の求めに応じ提出することとします。また、当社判断により、デビット取引の利用を制限または停止するときがあることに、あらかじめ同意するものとします。

第10条（預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）

1. 当社カードシステムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引債務相当額が、カードシステム稼働後に保留手続を行なう際の預金口座の残高を上回っていたとき、当社は、当該利用情報に基づく保留手続を行わず、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえで、本会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
2. 加盟店の売上処理手続等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていたとき、当社は一旦保留額を本会員の預金口座に返金したうえで、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を預金口座から引き落とします。この際に、本会員の預金口座の残高が、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を下回っていたとき、当社は、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえで、本会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
3. 第8条第5項において本会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を下回っていたとき、当社は、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえで、本会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
4. 前3項に定める立替払代金の弁済が完了していないものがあるとき、有効期限経過後あるいは第12条に定める会員資格の取消しとなった後あるいは第13条に定める退会等となった後であっても、本会員はただちにその弁済をしなければならないものとします。
5. 会員が、本条第1項ないし第3項に定める当該立替払代金を弁済しなければならないときは、当社はその債務と当社に対する本会員の預金その他の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
6. 本条第1項ないし第3項に定める立替払代金の弁済が完了するまで、会員がカード

利用により購入した商品の所有権は当社に帰属するものとします。

第11条（当社の債権譲渡）

本会員は、当社が会員に対して有する立替払代金債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第12条（カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消し）

1. 当社は、本会員が第10条に定める立替払代金の弁済を怠る等本規約に違反したとき、あるいは違反するおそれがあるとき、その他当社が必要と判断したときには、次の各号の全部、または一部の措置をとることができます。

(1) カード利用の停止。

(2) カード貸与の停止ならびにカードの返却請求。

(3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。

2. 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行なわれるほか、当社所定の方法により行なうものとします。

3. 本会員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他当社が本会員として不適当と認めたときには、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができます。このとき、本会員は、当社の指示に従ってただちにカードを当社へ返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。

(1) 当社への届出事項に関して届出を怠ったとき。

(2) 当社への届出事項に関して虚偽の申告をしたとき。

(3) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。

(4) 第10条に定める立替払代金の弁済を怠ったとき。

(5) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(7) 預金その他の当社に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

(8) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当社が判断したとき。

4. 本会員が、本条第1項ならびに第3項に該当したときには、家族会員も同様の措置を受けることとなります。

第13条（退会等）

1. 本会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。このとき、本会員は、当社の指示に従ってただちにカードを返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。

2. 本会員が退会したときには、家族会員も同様に退会となります。

3. 家族会員のみが退会するとき、あるいは本会員が家族会員に対する代理人の指定を撤回・取り消すときは、退会、または代理人の指定を撤回・取り消す当該家族会員のカードを添え、当社所定の方法により当社へ届け出るものとします。

第14条（カードの紛失・盗難、偽造・変造および損害の補てん）

1. 会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造等により他人にカードならびにカード情報を使用されたとき、そのカードならびにカード情報の使用により生じる一切の売買取引債務については本規約を適用し、すべて本会員が責を負うものとします。

2. 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造等の事実を速やかに当社へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ当社所定の方法で指定期間内に必要な手続をしたときは、当社がその連絡を受理した日を含めて61日前までさかのぼり、当社は、その後に発生した損害について補てんします。ただし、次の

各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき、当社は、その損害を補てんいたしません。

- (1) 紛失・盗難、偽造・変造が会員の故意または重大な過失によって生じたとき。
- (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難、偽造・変造に関与し、または不正使用したとき。
- (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じたとき。
- (4) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき。
- (5) カードが他人に譲与・貸与または担保差入れされているときに行なわれたカードの不正使用。
- (6) 当社所定の書類ならびに手続に必要な書類の提出を拒む、または当社指定期間内に提出がないときや提出したこれら書類の内容に不備・虚偽があるとき。
- (7) 当社ならびに保険会社等が行なう不正使用被害調査に協力しないとき。
- (8) その他本規約に違反しているとき。

第15条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等により会員が当社所定の届出を行ない、当社が適当と認めたとときに限り、カードを再発行します。このとき、本会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第16条（利用明細）

当社は、デビット取引の性質に鑑みたくえで利用明細を発行しないものとし、第10条第1項ないし第3項に定めるデビット取引の決済不能等が発生したときも同様とします。ただし、会員から当社所定の方法にて依頼があったときには、本会員の届出住所に利用明細を送付するものとします。そのとき、本会員は当社所定の利用明細発行手数料を支払うものとします。

第17条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届出た氏名・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・暗証番号・パスワード・決済口座・家族会員等の事項について変更が生じたとき、その他当社が必要と認めるときには、当社所定の方法により遅滞なく変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、届出住所にあててなされた当社からの通知または送付書類その他の物が延着または未着となったときは、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行なわなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第18条（電話またはインターネット等による取引）

1. 会員は、当社が定める所定のサービス等の申込み、当社への照会、前条第1項に定める届出等を電話またはインターネット等により行なうことができるものとします。
2. 会員は、前項の取引を行なうとき、原則として第5条第3項により登録した電話取引用のパスワード、第5条第4項により登録したインターネット取引用のパスワードを用い、または当社が別に定めた方法によって行なうものとし、その内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。

第19条（利用確認メール）

1. 会員は、インターネットバンキング用とは別に、当社所定の方法でV i s a デビット用のメールアドレスを登録することにより利用確認メールを受け取ることができ

- ます。当社は、取引の成立にかかわらず、利用確認メールを配信するものとします。
2. 当社は、加盟店から受領した加盟店名・利用金額等利用内容を利用確認メールに表示します。また当社がサービス向上やセキュリティ向上のために利用確認メールの表示項目を随時変更することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
 3. 会員は、利用確認メールの配信を希望しないときは、当社所定の方法により配信を停止できるものとします。
 4. 当社は配信した利用確認メールが、当社所定の回数以上未達となったとき、会員に通知することなく利用確認メールの配信を停止します。なお、当社所定の方法でV i s a デビット用のメールアドレスを登録するまで利用確認メールの配信を行いません。また、当社は、「利用確認メール」の配信ならびに配信停止に伴う会員の不利益について一切責任を負わないものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間の訴訟その他法的手続については、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本店・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第21条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第22条（規約の変更・承認・準用）

1. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規約を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。
2. 本規約に特段の定めがないとき、預金口座の機能については、当社の普通預金規定、総合口座取引規定、自動貸越サービス取引規定、キャッシュカード規定を準用するものとします。

以上
(2020年4月1日現在)

個人情報取扱に関する同意条項

<本同意条項は、スルガV i s aデビットカード会員規約（以下「会員規約」という。）の一部を構成します。>

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

1. 会員ならびに入会申込者（以下総称して「会員等」という。）は、会員規約（入会申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の判断、入会後の管理、付帯サービス提供のため、次の各号に定める会員等の情報（以下「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、入会後の管理には、カードの利用確認、デビット取引の案内（決済不能時における売買取引債務相当額の決済依頼を含む。）をすることならびに連絡先の確認のために利用することを含むものとします。
 - (1) 氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、住居状況、決済口座等、会員等が当社へ入会申込みにあたって届け出た事項ならびに会員規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせをして当社が知り得た事項。
 - (2) 入会申込日、契約日、会員番号、カード番号、暗証番号、契約番号、契約店名、商品名、契約額、利用限度額、当社と会員等との間の契約に関する事項。
 - (3) 会員の利用明細、利用状況および決済状況。
 - (4) 会員等が当社へ入会申込みにあたって届け出た資産、収入、負債および当社との交渉履歴。
 - (5) 会員等が当社に提出した金融機関等による顧客等の本人確認等ならびに預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）および銀行が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。
 - (6) 当社が、会員等または公的機関から、適法または適切な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。
 - (7) インターネット、官報、職員録、電話帳等不特定多数の者に対して公開されている情報。
 - (8) 当社での本人確認状況。
2. 会員等は、当社が次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のホームページ等で案内しています。
 - (1) デビット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。
 - (2) デビット関連事業における市場調査、商品開発。
 - (3) デビット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。
 - (4) 提携加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。
 - (5) 預金業務における各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付。
 - (6) 犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認等や金融商品・サービスの利用資格の確認。
 - (7) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究、開発。
 - (8) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案。
3. 会員は、会員資格を喪失する等、退会した後においても当社が適当と認める期間中は、本同意条項が適用されることに同意します。

第2条（業務委託に伴う個人情報の預託）

当社は、前条第1項ならびに第2項の利用目的遂行のために必要な業務の一部、または全部を業務委託先に委託するとき、保護措置を講じたうえで、会員の個人情報を当該委託先に預託します。

当該委託先は、委託を受けた業務遂行に必要な範囲で個人情報を利用します。

第3条（債権譲渡先への個人情報の提供）

当社は、会員に対する債権を第三者に譲渡するとき、保護措置を講じたうえで、当該会員の個人情報を当該債権譲渡先に提供します。当該債権譲渡先は、譲渡を受けた債権を管理・回収するのに必要な範囲で個人情報を利用し、譲渡後の客観的な取引事実に基づく当該会員の個人情報は、個人信用情報機関に登録されます。なお、債権が当該債権譲渡先からさらに再譲渡される場合には、個人情報の取扱いは、当該譲渡先の規定に従うものとします。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社ならびに当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社への開示請求は、第9条第3項記載の窓口にご連絡ください。また、開示請求手続については、当社のホームページ等でお知らせしております。
2. 開示請求の結果、当社が保有するデビット取引に関する個人情報について、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明したときには、当社は、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（個人情報の取扱いに関する同意条項に不同意のとき）

当社は、会員等がカードの入会申込みに必要な事項の記載・申告を希望しないとき、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部を承諾できないとき、入会をお断わりすることや、退会の手続をとることがあります。ただし、第1条第2項に同意しないときでも、これを理由に入会をお断わりすることや、退会の手続をとることはありません。

第6条（利用・提供中止の申出）

会員が、第1条第2項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出たとき、当社は、カードまたはご利用代金明細書等の送付等を除き、業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は、第9条第3項記載の窓口にご連絡ください。

第7条（契約不成立時の個人情報の利用・提供）

当社と会員等との契約が不成立のときであっても、当社は、会員等が当社に入会申込みをした事実を契約不成立の理由の如何を問わず、第1条に基づき、一定期間利用・提供しますが、それ以外に利用・提供されることはありません。

第8条（同意条項の変更）

本同意条項は、法令等に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条（お問い合わせの窓口等）

1. 購入した商品等に関するお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2. デビットカードの商品性や利用方法に関するお問い合わせは下記の当社窓口までお願いします。

●スルガ銀行株式会社 Visaカードデスク
0570-022-289

3. 個人情報の開示・訂正・削除、利用・提供の中止に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社窓口までお願いします。

●スルガ銀行株式会社 お客様相談センター
0120-707-193

以上
(2020年4月1日現在)

スルガ Visa デビット一体型カード特約

第1条（スルガ Visa デビット一体型カード）

1. スルガ Visa デビット一体型カードならびに各種提携一体型カード（以下「本カード」という。）とは、スルガ銀行株式会社（以下「当社」という。）の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）と当社のデビットカードとしての機能（「スルガ Visa デビットカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」という。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。
2. 「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「スルガ Visa デビットカード会員規約」および「スルガ Visa デビット一体型カード特約（以下「本特約」という。）」を承認のうえ、当社に一体型カードの利用を申し込み、当社が認めた方（以下「利用者」という。）に対し、当社は、「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」という。）ならびに「スルガ Visa デビットカード会員規約」により発行されるデビットカード（以下「Visa デビットカード」という。）に代えて本カードを発行し、貸与します。
3. デビットカード機能の売買取引債務を決済する預金口座（以下「決済口座」という。）は、本カードの普通預金口座とします。

第2条（本カードの所有権）

1. 本カードの所有権は、当社に帰属します。
2. 利用者は、本カードを他人に譲渡、質入れしてはならず、また他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第3条（本カードの発行）

本カードの発行は、当社、あるいは当社が指定する第三者に委託して行なうものとします。

第4条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示した月の月末までとします。
2. 当社は、本カード有効期限までに退会の申出がない利用者で、かつ当社が引き続き利用者として認めるとき、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
3. 本カードの有効期限内であっても、発行後1年間利用がない等の理由により当社が必要と判断したときは、単体のキャッシュカード（普通預金）への切替を行なうことができるものとします。

第5条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、本カードが紛失・盗難、偽造・変造等（以下総称して「紛失等」という。）にあったときには、ただちにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行なうものとします。
2. 紛失等の通知を当社が受けたときには、すみやかにキャッシュカード機能ならびにデビットカード機能の両方を停止するものとします。
3. 利用者は、本カードが紛失等にあつたときには、本条第1項の通知のほか、当社所定の方法により届出を行なうものとします。
4. 本カードの紛失等により生じた損害の処理について、キャッシュカード機能においては利用者と当社の間で「キャッシュカード規定」が適用され、デビットカード機能

においては利用者と当社の間で「スルガV i s a デビットカード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

第6条（届出事項の変更）

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があったときには、利用者は遅滞なく当社所定の方法により届出を行なうものとします。
2. 前項のうち、氏名に変更があったとき、本カードを併せて当社に提出するものとします。なお、新カードが交付されるまでの間、利用者は本カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとします。

第7条（種別変更等）

1. 利用者は、本カードのデビットカード機能のうち、カード種別の変更を申し込むときには、当社所定の書面を提出するものとします。
2. 前項のときに、新たなカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等ならびにデビットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとします。

第8条（デビットカード機能の一時停止）

1. 利用者が本特約または「スルガV i s a デビットカード会員規約」に違反し、もしくは違反するおそれがあるときには、当社はデビットカード機能を一時停止または会員資格の取消しをすることができるものとします。
2. 当社が前項によりデビットカード機能の一時停止を行なったときならびに「スルガV i s a デビットカード会員規約」に定める会員資格の取消しを行なったとき（以下総称して「一時停止等」といいます。）には、同時にキャッシュカード機能も利用できなくなるものとします。このとき、当社は、新たにキャッシュカード（普通預金）等のカードを会員に発行し貸与することができるものとします。
3. 一時停止等のときに当社から新たに当社所定のカードが発行されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとします。
4. 一時停止等のときには、当社は利用者に事前の通知・催告等することなく、当社指定の現金自動預入支払機や当社グループの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。利用者は当社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

第9条（再発行手数料）

1. 本カードの再発行を申し込むときは、当社所定の方法で手続するものとします。
2. 当社が前項に定める本カードの再発行に応じるときは、当社所定の手続を行なった後に再発行するものとします。
3. 本条第1項に定める本カードが再発行されるときには、利用者は当社所定の手数料を支払うものとします。

第10条（情報の管理ならびに同意）

1. 利用者は、当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの取扱いに必要な範囲において預金口座番号、V i s a デビットカード会員番号等の利用者情報を提供することについてあらかじめ同意するものとします。
2. 利用者は、当社と当社が情報処理・事務処理を委託する会社との間において、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行なわれること

についてあらかじめ同意するものとします。

第11条（規定の準用）

本特約に定めのないときは、本カードのキャッシュカード機能については、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」を、デビットカード機能については、「スルガV i s a デビットカード会員規約」を準用するものとします。

第12条（特約の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この特約を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

(2020年4月1日現在)